

# 公告 第658号

## 平成30年度 任意継続被保険者の標準報酬月額公告

健康保険法第47条第2号の規定により、当健康保健組合の任意継続被保険者の標準報酬月額、及び適用期間を下記のとおり公告する。

平成 30年 2月 23日

フアンバッドグループ健康保険組合

理事長 池田

茂

—記—

1、標準報酬月額（上限） 320,000円 （23等級）

※平成29年9月30日の全被保険者の報酬月額を平均した額、327,744円を基礎としています。

2、適用年月日 平成30年4月1日～平成31年3月31日

3、保 険 料 ・一般保険料 月額 30,816円【保険料率 96.3%（調整保険料含）】  
・介護保険料 月額 5,120円【保険料率 16.0%】

※上記の金額は標準報酬額が32万円の方の金額です。